

規 則

埼玉県農林総合研究センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十四号

埼玉県農林総合研究センター規則の一部を改正する規則

埼玉県農林総合研究センター規則（平成十二年埼玉県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林水産業の分析依頼等に関する規則

第一条中「埼玉県農林総合研究センター（以下「センター」を「埼玉県農業技術研究センター、埼玉県茶業研究所、埼玉県水産研究所及び埼玉県寄居林業事務所（次条第一項及び第十四条において「センター等」に、「農業」を「農林水産業」に改める。

第二条第一項中「センターに農業」を「センター等に農林水産業」に、「センターの」を「センター等の」に改める。

第四条第一項中「所長」を「埼玉県農業技術研究センター所長」に改め、同条第二項中「所長」を「埼玉県茶業研究所長」に改め、同条第三項中「所長」を「埼玉県寄居林業事務所長」に改める。

第九条中「農林業に関する実習」を「農林水産業に関する実習」に、「農林業に関する技術」を「農林水産業に関する技術」に改める。

第十条中「修業後農林業」を「修業後農林水産業」に改め、同条第二号中「農林業又は農林業」を「農林水産業又は農林水産業」に改める。

第十四条中「センター」を「センター等」に、「農業」を「農林水産業」に改め、「、原原種等の配布、見習生等の指導」を削る。

「（おて先）
様式第一号中 「（おて先）」

埼玉県農林総合研究センター所長」を 埼玉県

所長」を「埼玉県農林総合研究センター規則第2条」を「農林水産業の分析

依頼等に関する規則第2条第1項」に改める。

様式第二号中「当センター」を「当センター（当所）」に、「埼玉県農林総合研究センター所長」を「埼玉県所長」に改める。

様式第三号中 「(あて先) や 「(宛先)
埼玉県農林総合研究センター所長」 や 埼玉県

「埼玉県農林総合研究センター規則」や「農林水産業の分析依頼等
所長」

に関する規則」に記載する。

「(あて先) 「(宛先)
様式第五号中 埼玉県農林総合研究センター所長」 や 埼玉県

「埼玉県農林総合研究センターの」や「埼玉県
所長」

の」に記載する。

様式第五号中 「当センター」や「当センター(当所)」及び「埼玉県農林総合研
究センター所長」や「埼玉県 所長」に記載する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。